

新憲法と旧皇室典範との 矛盾を感じた平成の天皇

渡邊 平成から令和に元号が変わるこの時期に平成31年間を振り返り、元号が変わる経緯、さらに令和になるにあたって皇室のあり方と、日本の国民がどのように生き、何を大切にしていけば良いのかをうかがいたいと思います。

保阪 元号が変わるのは近代日本の中では、明治、大正、昭和、平成とありましたが、今度初めてなのは生前退位だということです。明治22年（1889）に大日本帝国憲法ができたときに、皇室典範も一緒にできました。皇室典範には柱が2つあります。男系男子天皇と終身在位です。これは近代日本の皇室典範で明記したもので、それ以前にはそういう決まりはなかった。女性天皇もいましたし、在位中にも元号を変えたりしました。孝明天皇は在位中の21年間に6回も変えています。近代日本では天皇をある種固定化して、権力と権威の2つを兼ね合わせた存在にしようとして、終身在位と男系男子ということになったんだと思うんです。明治、大正、昭和の前半はその形で進んできました。

昭和20年（1945）、戦争に負けたときにも、大日本帝国憲法と皇室典

範はセットになっていた。戦後、新しい憲法ができたところで、皇室典範も新しくしなくてはいけないのではと、昭和21年の4月から11月くらいまで、官僚、学者、さまざまな人で、500人くらいで、どういう皇室典範にするか論じたといっています。三笠宮なども趣意書を出すんです。女性天皇でもいいじゃないかと。終身在位は残酷じゃないかという意見も出るんですが、ちょうどその議論をしているときに、21年の5月3日から東京裁判が始まるんです。東京裁判の中心になるのは、天皇に戦争責任があるかどうかということです。現実には、マッカーサーは天皇の責任は問わないということで、東京裁判の条例を決めているんですが、一般にはそう受け止められていなくて、天皇の責任を問う形で、天皇が被告席に立つのはとんでもないと、かなり抵抗がありました。その中の皇室典範改正の論議ですから、このときに天皇が退位を認めると、天皇の戦争責任を認めることになるというので、古い皇室典範のままでもいいという人、頑迷な宮内官僚とか研究者が多かったんですが、結局は政治的な計算が先にあって、新しい憲法とはいえ皇室典範は旧のまま。二、三、経済的なことや、財産に

平成から令和へ、 天皇の果たす役割とは？

聞き手 ● 渡邊直樹 本誌編集長 写真 ● 藤牧徹也

平成の天皇が退位され、令和の時代がスタートした。昭和史研究の第一人者で平成の天皇・皇后との親交もある保阪正康さんとともに、明治から平成にいたる近代日本の歴史と天皇の関わりを振り返り、また令和の時代に新天皇が果たす役割について考える。

保 阪 正 康

巻頭インタビュー

ノンフィクション作家